

# 令和6年度の保育料（月額）

保育認定の子ども（3歳未満児）

階層 区分	世帯の課税状況		保育料(1人につき)		下記軽減①～③の 対象となる階層				
			標準時間	短時間	①	②	③		
	A	生活保護世帯等		0円	0円	—	—	—	
B	非課税世帯		0	0	—	—	—		
C	均等割額のみ課税世帯		9,500	9,400	○	○	○		
D	市 町 村 民 税	所得 割 の 課 税 世 帯	48,600円未満		12,400	12,200	○	○	○
			48,600円以上	55,700円未満	16,200	16,000	○	○	○
			55,700円以上	59,200円未満	19,100	18,800	○	△	○
			59,200円以上	79,500円未満	23,600	23,200	○	—	☆
			79,500円以上	97,000円未満	29,500	29,000	○	—	—
			97,000円以上	106,800円未満	35,100	34,600	○	—	—
			106,800円以上	133,600円未満	39,500	38,900	○	—	—
			133,600円以上	169,000円未満	42,700	42,000	○	—	—
			169,000円以上	301,000円未満	45,400	44,700	○	—	—
			301,000円以上		46,300	45,600	○	—	—

△＝市町村民税の所得割額が57,700円未満を対象

☆＝市町村民税の所得割額が77,101円未満を対象

## ○保育料の軽減について

### (1) 第2子以降の保育料について

保護者の所得及び保育施設等\*の同時利用の有無にかかわらず、第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円になります。・・・①

なお、大学生など別居の兄弟姉妹や、18歳以上（平成18年4月1日以前の生まれ）の兄弟姉妹がいる場合は申請してください。

◎上記のうち、保育施設等を同時利用している最年長の子どもから順に数えて第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額になります。

※保育施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（県立ろう学校幼稚部等）、児童心理治療施設、児童発達支援（そよかぜ、児童デイサービスわくわく、金沢市障害児通園施設ひまわり教室、ヴィストカレッジ西金沢駅前、エイブルベランダBe等）を行う施設

- ・適用を受けるときは、**在籍（契約）証明書**の提出が必要です。 ※証明書様式は、保育所及び認定こども園にあります。
- ・利用の仕方によっては、対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◎C階層～市町村民税の所得割額が57,700円未満で保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯・・・②  
第2子以降については0円になります。

### (2) C階層～市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で、母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料について・・・③

生計を同一にする子どもにおいて、第1子については2分の1相当額（上限9,000円）、第2子以降については0円になります。

## 注(1) 適用年齢について

3歳未満児：令和3年4月2日以降に生まれた子ども

## (2) 税額控除等について

市町村民税の額については、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額になります。

## (3) 算定期間について

令和6年4月から8月までは令和5年度の市町村民税にもとづき算定し、令和6年9月から令和7年8月までは令和6年度の市町村民税にもとづき算定します。